

教育委員会制度の概要

参考資料

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で定める、教育委員会制度の仕組みについて説明します。

<教育委員会制度の仕組み>

- 首長から独立した執行機関として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育長が、会務を総理し、教育委員会を代表します。教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- 教育長は、常勤で、任期は3年、再任可。
- 教育委員は、非常勤で原則4人、任期は4年、再任可。
- 住民による意思決定。(レイマンコントロール)

※レイマンコントロールとは、市民（レイマン）である非常勤の委員と教育行政に知識を有する常勤の教育長で構成される教育委員会の合議により、大所高所から基本方針を決定し、教育長が事務局を指揮監督する仕組み。

☆常勤の教育長と非常勤の委員による合議制の執行機関

○委員の定数は原則4人。但し、条例により増員できます。

→新潟市は条例により、8人としています。

○教育課題に応じた基本的な教育の方針・方策を決定

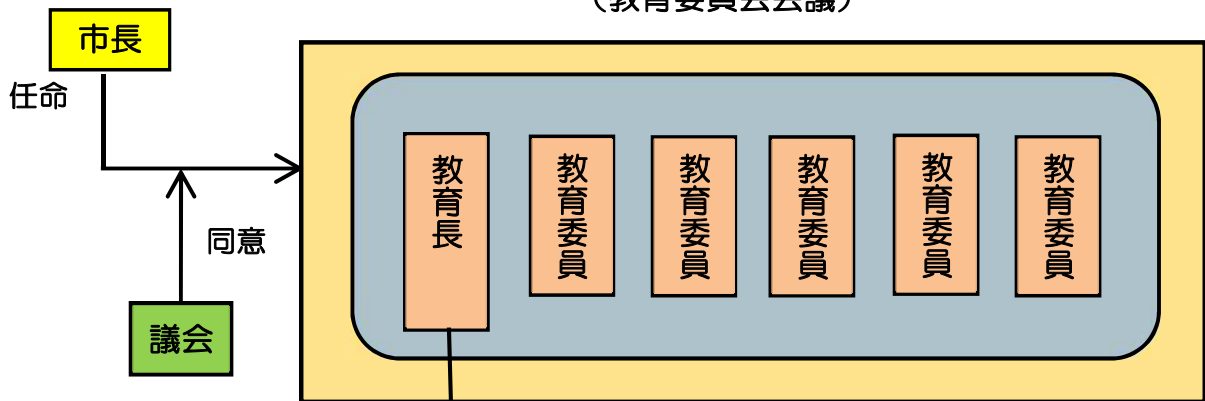
(例) 学校の設置、教職員の人事、教科書採択など

※合議制とは

○方針等が一個人の価値判断に左右されることを防ぐ。

○多数決により方針等を決定

(教育委員会会議)



指揮監督

教育委員会事務局

教育総務課

学務課

施設課

保健給食課

地域教育推進課

学校人事課

教育職員課

学校支援課

...

○教育委員会の決定した方針に基づき具体的な事務を執行